

令和5年3月28日

「ベースアップ」及び「初任給改定」について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、「昨今の物価高騰に伴う実質賃金の低下への対応」、「従業員の働きがい・やりがいの向上」、「優秀な人材の確保」などを目的として、「ベースアップ」及び「初任給改定」を実施する方針を決定し、徳島大正銀行従業員組合に下記の内容にて申し入れを行いました。

給与規程の改正を伴う賃金の引き上げについては、昨年度に続く実施で過去5年間において3回目の実施となります。

なお、今回のベースアップも含め過去5年間における行員の賃金引き上げ率（過去5年間の定期昇給を含む）は、9%程度となります。

当行は今回のベースアップや初任給改定を通じて、「従業員の働きがい・やりがいの向上」、「優秀な人材の確保」を図ることで、お客さまにご提供するサービスの向上や企業価値の向上につとめてまいります。

記

1. 今回のベースアップ

<対象者>

全従業員（行員・嘱託・パートタイマー）

<実施内容>

行員・・・役職に応じて最大10.5%程度のベースアップを実施し、行員平均で4.1%ベースアップを行う。

全従業員・・・全従業員平均で4.2%ベースアップ

<実施時期>

行員：令和5年7月より

嘱託・パートタイマー：令和5年4月より

2. 初任給の改定

<改定内容>

（単位：円）

	現在の初任給	改定後の初任給	現在比
大学卒	215,000	235,000	+20,000
短大卒	175,000	195,000	+20,000
高卒	162,000	182,000	+20,000

<改定時期>

令和6年4月採用の新入行員より改定

以上